

障害福祉サービス事業所グランひまわり重要事項説明書

(平成27年度改定版)

当事業所では、多機能型事業所として指定児童発達支援・放課後デイサービス事業を提供します。当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の通所給付決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者 2
2. 利用事業所..... 2
3. サービスに係る設備等の概要 3
4. 従業員の配置状況..... 3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減..... 4
6. 利用者が入院等された場合の対応について 8
7. 非常時の対応..... 8
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について..... 9
9. なんでも相談の受付について..... 9
10. 人権擁護及び虐待防止のための措置..... 9
11. 虐待防止相談受付について 10
12. 重要事項の説明確認..... 11

社会福祉法人 ひまわりの会
障害福祉サービス事業所 グランひまわり
(事業所番号:3350200238)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 ひまわりの会
所在地	岡山県倉敷市福田町福田2122-1
電話番号	086-455-8585
代表者氏名	理事長 山室 義信
法人の設立年月	昭和55年11月11日
e-mail	hmwr@po.harenet.ne.jp
URL	http://www.3flower.jp/

2. 利用事業所

事業所の種類	平成25年4月1日指定 (事業所番号 3350200238)
事業所の名称	障害福祉サービス事業所 グランひまわり
事業の目的	利用児及び利用者の立場に立った適切な指定児童発達支援・放課後デイサービスの提供
主たる対象とする障害の種類	特になし
事業所の所在地と連絡先	〒713-8101 倉敷市玉島上成342-1 TEL(086)526-2123 FAX(086)441-2123
管理者	藤原 志保
児童発達支援管理責任者	藤原 志保(※サービス管理責任者と兼務)
事業所の運営方針	発達に遅れのある幼児および学童が日常生活における基本的動作の習得、及び集団生活に適應する事ができるよう、身体や発達の状況に応じて立案した通所支援計画に基づいて、適切かつ効果的な個別、集団療育を行う。
事業所の開設年月	平成23年4月1日
定 員	10名
多機能型事業所として行なっている他の事業	指定生活介護・指定就労継続支援B型 各10名 事業所番号 3310201755
通常の事業の実施地域	倉敷市、浅口市、里庄町、笠岡市、矢掛町及び総社市の全域

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設設備の概要

施設設備の種類	室数
洗面所	1ヶ所
便所	3ヶ所
療育・活動室	2ヶ所
個別支援室	1ヶ所
事務・面談室	2ヶ所
消火その他災害対応	自動火災通報装置・煙探知機・消火器・誘導灯・シューター

* 当事業所では上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定児童発達支援・放課後等デイサービスのサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所内の設備、器具は本来の用途、使用方法に従ってご利用ください。用途や使用方法に反したご利用により破損、故障等が生じた場合、賠償していただきます。

4. 従業員の配置状況

従業員の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用児に対して指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供する者として、下記の職種の従業員を配置しています。

<主な従業員の配置状況>

職種	常勤	非常勤	指定基準	勤務体制
1. 管理者	1名		1名	原則8:20～ 17:20
2. 児童発達支援管理責任者	1名		1名	

【指定児童発達支援・放課後等デイサービス】

職種	常勤	非常勤	指定基準	勤務体制
1. 保育士	1名	2名	2名	営業時間を通じ て5～6名
2 指導員	1名	2名		

<主な職務内容>

職務名	内容
1、個別療育支援	利用児の発達状況に合わせた教材を用い、個別の発達を促す支援

2、集団療育支援	利用児の発達状況に合わせ、小集団での活動の場からスモールステップにて、対人関係の習得を促す。
3、日常生活支援	あいさつ、清潔、排泄等の日常生活スキルの支援
4、送迎	一部の利用希望者に対して、安全に、利用者宅や保育園等との送迎を行なう。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①障害児通所給付費から給付されるサービス
- ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービス

当事業所では、下記のサービス内容から「児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画」を定めて、サービスを提供します。この「児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画」は、利用児の発達を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画」の写しは、利用者に交付いたします。

● グランひまわりにおけるサービス提供の内容

i 日常生活における基本動作の訓練

適切な技術をもって、利用児の心身の状況に応じて発達支援、日常生活の充実のための支援等を提供します

- ・・・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います
- ・・・着替え、整容等その他日常生活上必要な支援を適切に行います。

ii 個別指導

身体の状態や発達に応じて個別の児童発達支援・放課後等デイサービス計画を作成し、それに基づいた療育を実施します。

iii 集団指導

小集団の利点を生かし、レクリエーション活動や日々の集団活動を通じて社会性及び協調性が身につくよう支援します。

iv 健康管理

常に利用児の健康状況に注意し、緊急時を含め、医療が必要となる場合は、医療機関もしくは、救急医療機関に通院支援します。また、利用者からの申し出があった場合、医療機関の指定に沿った服薬の管理及び介助をします。

* 利用児が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)

* 利用児の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

指定協力医療機関

医療機関名	連絡先	診療科
もりや小児科医院	086-522-7055	小児科

v 相談及び援助

当事業所では、常に利用児の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用児や利用者に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

vi 送迎

ご希望により往復 30 分の範囲内で送迎をします。但し、送迎職員や送迎車両の確保が困難な場合はお断りする事があります。

尚、チャイルドシート・ジュニアシート使用にて、車の乗れる習慣のついていることが前提です。

(2) 通所利用者負担額

(1)のサービスについては、サービス利用料金全体のうち 9 割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。

なお、障害児通所給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者支払い、後に、支払額のうち 9 割が市町村から返還されるものです)

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費の給付額(全体額の 9 割)を除いた金額(全体額の 1 割=通所利用者負担額)を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

【グランひまわりが行う児童発達支援・放課後等デイサービスに係る利用料金】

1. 利用されるサービスと料金 ※児童発達支援管理責任者専任加算(2050 円)・指導員加配加算(1830 円)福祉職員専門職加算(60円)含む	10,140 円
2. 1のうち、障害児通所給付費が給付される金額	9,126 円
3. 1のうちサービス利用に係る自己負担額(定率負担)	1,014 円

* 送迎サービスを利用される場合、片道 540 円のサービス料金がかかります。その単価(全体額の 1 割=利用者負担)が自己負担額(片道 54 円)に加算されます。

* 欠席時対応加算(94 円) 急な欠席(利用日を中止した日の2営業日前までの間

のキャンセル)の場合、一月に4回まで加算されます。

- * 家庭連携加算(1時間未満 187 円・1時間以上 280 円)月4回まで希望され、実施した場合加算されます。
- * 訪問支援特別加算(1時間未満 187 円)(1時間以上 280 円)月2回まで希望され、連続して5日間利用の無い場合に訪問し相談援助を実施した場合加算されます。
- * 利用者負担上限額管理加算(一月につき 150 円) 複数の事業所を利用され、利用者負担額合計額の管理を依頼され、行った場合加算されます。
- * 食事の提供を希望されることもできますが、その場合全額自己負担となります。
- * サービス利用料金のご負担いただく金額については、市町村が発行する通所受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

〔サービス利用の取り消し(キャンセル)について〕

- * 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の 3 日前(3 営業日)までに当事業所までお申し出ください。
指定日までに申出のない場合、キャンセル料(欠席時対応加算の自己負担分)をいただきます。

欠席時対応加算自己負担相当額(1 回あたり)	94 円
------------------------	------

〔営業日および営業時間(サービス提供時間)について〕

- 未就学児 (月)～(金) 9:00～15:30
- 就学児 (土) 9:00～15:30

※上記営業時間に、送迎時間は含まれません。

※月～金の学校休業日は、事業所の年間行事予定による。

〔サービス利用の延長について〕

予定されている営業時間(サービス提供時間・・・9:00～15:30)を超えてのご利用を希望される場合は、日中一時支援事業(タイムケア型)をお使い下さい。なお日中一時支援事業は事前に支給を受けることが必要です。

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

区分	世帯の収入状況	1 ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割が28万円未満を課税されている方	4,600 円
一般2	上記以外	37,200 円

〔個別減免について〕

- 1 ヵ月あたりのサービス利用にかかる「通所利用者負担額」については、利用者が属

する世帯の収入・資産に応じて上表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

(3) (1)以外のサービス ((1)は4から7頁に記載)

下記①のサービスについては、障害児通所給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

種 類	内 容	金 額
昼 食	希望により昼食を提供します。	実費
調理実習等に要する材料代	活動する上で使用する材料費(クッキング等)	100円/1回
おやつ	活動内容によりおやつを提供をします。	50円/1回
その他、利用者からの依頼に基づき提供するオプションサービスに要する費用実費	行事等に関する費用	費用実費
複写物の交付	・領収書の発行はできません。	10円/1枚
各種証明書の発行	・在園証明書等 ・領収書が必要な方には発行いたします。	100円/1部

(4)利用料金・費用のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日までにご請求しますので、翌月20日まで以下いずれかの方法でお支払い下さい。

- ①利用者の指定金融機関の口座からの自動引落としとする方法
- ②直接事業所の窓口でお支払いいただく方法(推奨)
集金袋をお渡しします。
- ③事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただく方法
【指定金融機関】
振 込 先:香川銀行倉敷支店
口座名義:社会福祉法人ひまわりの会
指定障害福祉サービス事業所 グランひまわり
管理者 藤原 志保
口座番号:普通預金 3526197
※振り込み手数料は、利用者負担にて振込んでください。

6. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じ、3 ヶ月以内の退院が

見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

7. 非常時の対応

<事故発生時の対応>

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※ 損害賠償責任保険:保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 福祉事業者総合賠償責任保険

補償の概要

<非常時の対応>

別途定める「グランひまわり消防計画」により、対応いたします。

<平常時の訓練>

別途定める「グランひまわり消防計画」により、原則年2回以上避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。

<防 災 組 織>

・ 自動火災通報装置・誘導灯・消火器・シューター・煙探知機

・ <消 防 計 画>

消防署への届出:毎年4月届出

防火責任者 : 藤原 志保

8. 利用児の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

* 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) サービスに係る必要な事項の提供の記録

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス計画

(3) 利用児の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、条例で義務付けられた市町村への通知に係る記録

(4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由などの記録

(5) 利用児又は、利用者、その他の当該利用者の家族からの苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、月～金曜日の午前9:00～午後5:00です。

(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

9. 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護および虐待防止

利用児の支援や援助、介助にあたる職員は、利用児に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当事業所は、利用児の身体拘束を行いません。万一利用児または他の利用児、職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、利用者の状況の説明と同意を受けた後、その条件と期間において身体拘束等を行なうことができるものとします。なお、緊急やむを得ないことがあると予想される場合、あらかじめ「利用児の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けることとします。

(3) 個人情報保護

当事業所および職員は、利用児に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用児に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用児またはその家族の同意を得ます。

事業所は、その従業員が退職後、在職中に知りえた利用者に関する情報を洩らすことのないよう、必要な措置を講じます。

10. なんでも相談の受付について

(1) 当事業所におけるなんでも相談(苦情・要望等)の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 受付日時: 平日 9:00~17:00

氏名 佐藤 宏美 [職名] チーフ

○苦情解決責任者 受付日時: 平日 9:00~17:00

氏名 中村 久美 [職名] グループマネージャー

○第三者委員

氏名 平松 正臣 [所属] 関西福祉大学 教授

070-529-1336 ※平日18:00~20:00

氏名 松尾 忠昭 [所属] 倉敷市社会福祉協議会 顧問

086-455-4488 ※平日19:00~21:00

氏名 石原 昌子 「所属」法務省 人権擁護委員

086-455-8646 ※平日19:00~21:00

◆なんでも相談受付ボックスを下駄箱上に設置していますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

倉敷市障がい福祉課 受付日時

電話番号: (086)426-3305

所在地: 倉敷市西中新田640

岡山県運営適正化委員会 受付日時 平日 9時から17時

電話番号: (086)226-9400(FAX兼用)

所在地:岡山市北区南方2-13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内

1 1. 虐待(権利侵害)相談受付について

(1) 当事業所における虐待の受付

当事業所における虐待のご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○虐待受付窓口(担当者) 受付時間 平日 9:00~17:00

氏名 佐藤 宏美 [職名] チーフ

連絡先 086-526-2123

○虐待防止責任者 受付時間 平日 9:00~17:00

氏名 中村 久美 [職名] グループマネージャー

連絡先 086-526-2123

○虐待防止委員会 委員長 受付時間 平日 9:00~17:00

氏名 西江 嘉彰 連絡先 090-6082-6428

○虐待防止外部委員

氏名 平松 正臣 [所属] 関西福祉大学 教授

連絡先 070-5529-1336 ※平日18:00~20:00

氏名 松尾 忠昭 [所属] 倉敷市社会福祉協議会 顧問

連絡先 086-455-4488 ※平日19:00~21:00

氏名 石原 昌子 [所属] 法務省 人権擁護委員

連絡先 086-455-8646 ※平日19:00~21:00

◆なんでも相談受付ボックスで受け付けをしておりますので、ご利用ください。

(2) 行政機関その他の虐待相談受付機関

倉敷市障害福祉課

受付日時 月~金 8:30~17:15

電話番号:(086)426-3305

所在地:倉敷市西中新田640

倉敷市障害虐待防止相談窓口(相談支援センターひまわり)

受付日時 年中無休 24時間

電話番号:(086)446-1511

所在地:倉敷市水島相生町16-6

12. 重要事項の説明確認

平成 年 月 日

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 障害福祉サービス事業所 グランひまわり

説明者職名: _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス事業所グランひまわりが実施する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

<利用者(保護者)>

住所: _____

氏名: _____ 印

続柄: _____

<利用児>

住所: _____

※保護者と同じ場合は「同上」とご記入ください。

氏名: _____